

九州の森林づくりに関する共同宣言

1 趣旨

九州全土の63%を占める九州の豊かな森林は、木材や特用林産物の生産などを通じ、農山村の振興に寄与するとともに、水源のかん養、国土の保全、地球温暖化の防止、保健休養等の多面的機能の発揮により、県域を越え、各県民の安全で潤いのある生活を支えている。

九州7県では、県民共有の財産である森林を、県民自らが守り育てる取組を進めるため、森林の整備・保全に関する独自課税を導入し、荒廃人工林の整備などに積極的に取り組んでいる。

九州の森林を真に活力あるものとし、その多面的機能を高度に発揮させるためには、「九州はひとつ」の理念のもと、民有林、国有林を問わず、各県が連携・協力し、森林整備の着実な実行、九州産木材（以下、「九州材」という）の利用促進、森林環境教育の推進等になお一層取り組んでいくことが重要である。

このため、九州7県及び九州森林管理局は、豊かな生活環境の実現、森林資源の持続的利用、森林の多面的機能の高度発揮に向けて、以下のとおり九州における「美しい森林づくり」に向けた協力関係を明らかにする。

2 行動方針

（1）多面的機能の高度発揮のための森林整備の促進

水源のかん養や国土の保全、木材の供給など森林のもつ多面的機能を高度に発揮させるため、間伐や再造林など森林の適切な施業を積極的に推進する。

また、京都議定書の森林吸収目標1,300万炭素トンを達成するため、手入れの遅れた人工林の間伐などを積極的に推進し、活力ある森林を育成する。

（2）九州材の利用推進

再生可能な資源である木材の利用を推進することは、地球温暖化防止や資源循環型社会の形成に資するとともに、森林の適切な整備や地域の活性化に大きく寄与するものである。このため、公共施設や公共事業等に九州材を積極的に活用するとともに、消費者ニーズにあった高品質材の生産を促進するなど、その需要拡大に努めるものとする。

また、資源の循環利用を進めるため、合法木材（合法性が証明された木材）の流通促進に取り組むとともに、九州間伐紙（九州産間伐材を利用した紙）や木質燃料等環境負荷の少ない製品の利用を推進する。

さらには、木材生産・流通の効率化や安定供給体制の整備等を通じ、九州から日本林業の再生の実現を目指す。

（3）森林環境教育の推進

九州の各県民が、森林・林業・木材産業に対する理解と関心を深めるとともに、森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、広報啓発活動のほか森林

環境教育指導者や森林ボランティアの育成、森林・林業体験学習の機会の提供等に関し、相互に連携協力し、森林環境教育を推進する。

(4) 九州森林の日の創設

「九州はひとつ」の理念のもと、九州における「美しい森林づくり」を推進するため、11月の第2日曜日を「九州森林の日」として制定し、都市住民、NPO、ボランティア、企業、漁業関係者等の幅広い参加のもとに、各県民共有の財産として森林を守り育て、未来に引き継ぐための具体的行動を実践する。

平成20年5月22日 ここに宣言する。

福岡県知事

佐賀県知事

長崎県知事

熊本県知事

大分県知事

宮崎県知事

鹿児島県知事

九州森林管理局長